

#### 4) 広域地方計画や景観条例等との課題の整理

本項では、広域地方計画、景観条例、歴史的資産の保全・活用に係る制度等の概要を把握し、整理するとともに、歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る制度面等の課題についてとりまとめている。

##### ① 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）

国土形成計画の概要について、以下の通り整理した。

###### ア) 国土形成計画法の概要

人口減少・高齢化、環境問題、厳しい財政制約などといった時代の転換期を迎える中、国土計画制度が抜本的に見直され、平成 17 年 7 月に国土形成計画法が制定（国土総合開発法を改正）された。

これにより、「開発基調」・「量的拡大」を目指していた全国総合開発計画（昭和 37 年から 5 次にわたって策定）に代えて、国土形成計画による、新しい国土計画づくりが始まった。

「国土形成計画」は、国による明確な国土及び国民生活の姿を示す「全国計画」と、複数の都府県に跨る広域ブロック毎に国と都府県等が、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の 2 つの計画から構成される。

「広域地方計画」は 21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 ヶ年間を想定した計画であり、策定に向けては、国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場として「広域地方計画協議会」を設置し、議論していくことになっている。

###### イ) 全国計画

国土形成計画の「全国計画」は、総合的な国土の形成に関する施策の指針として、21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 ヶ年間における国土の形成に関する基本的な方針や目標、全国的な見地から必要とされる基本的施策を定めるものである。

###### 【これまでの経過】

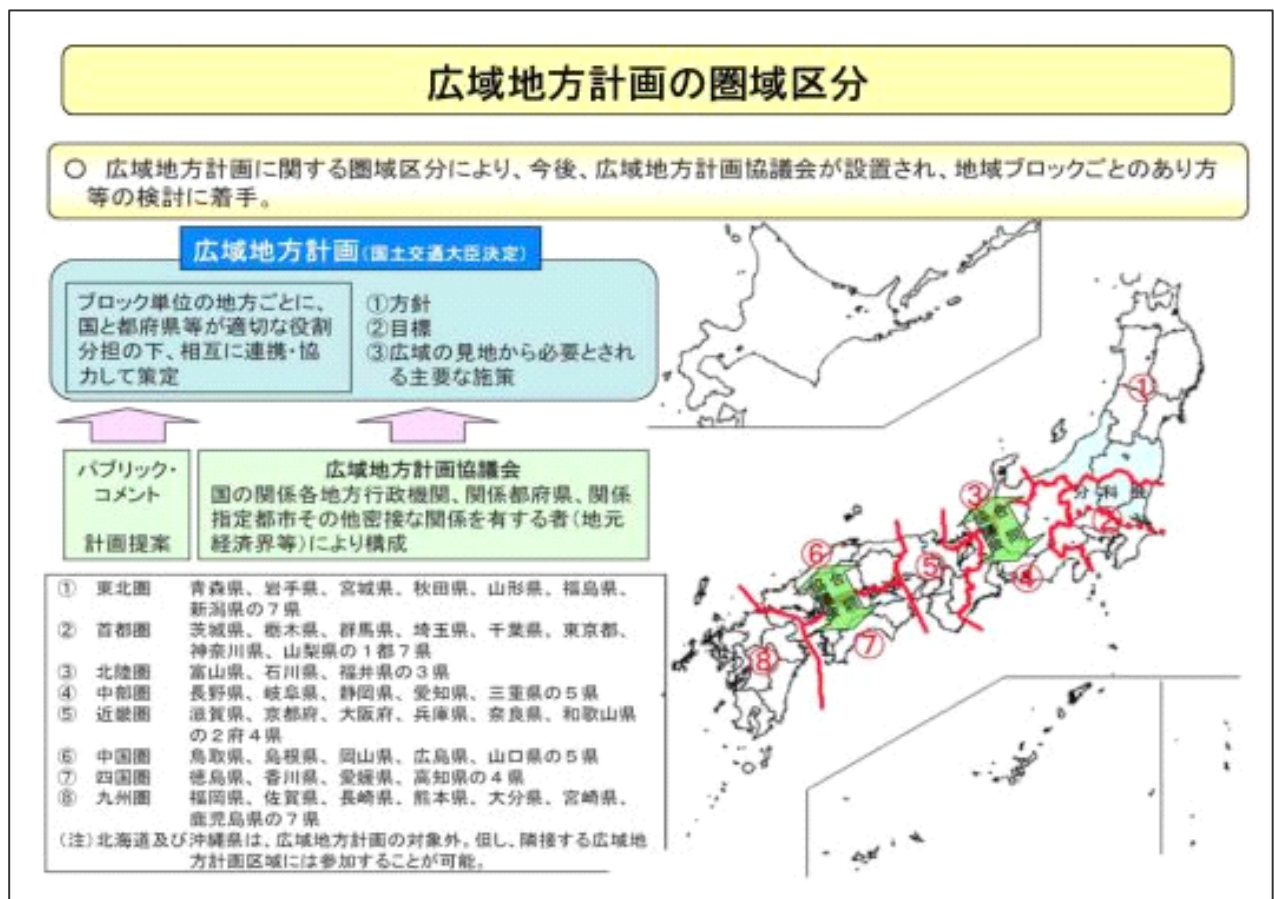
- 平成 18 年 11 月 国土審議会が「中間取りまとめ」を公表（「国土審議会第 15 回計画部会」）
- 平成 19 年 1 月 全国の都道府県、政令市からの「計画提案」受付
- 平成 19 年 4 月 国土審議会計画部会が「最終報告（素案）」を公表（「国土審議会第 23 回計画部会」）
- 平成 19 年 12 月 12 日 国土審議会計画部会から国土審議会へ最終報告（「第 11 回国土審議会」）
- 平成 19 年 12 月 13 日 国土交通省が「原案」を作成し、全国の都道府県、政令市からの意見聴取（平成 19 年 12 月 13 日～12 月 28 日）
- 平成 19 年 12 月 13 日 国土交通省が「原案」について意見募集（パブリックコメント）（平成 19 年 12 月 13 日～平成 20 年 1 月 15 日）

- 平成 20 年 2 月 13 日 国土交通大臣から国土審議会へ「案」について調査審議を求める（「第 12 回国土審議会」）  
平成 20 年 2 月 13 日 「案」について国土審議会による答申（国土交通省ホームページ）

## ウ) 広域地方計画

国土形成計画の「広域地方計画」は、北海道と沖縄県を除く全国を、首都圏・近畿圏・中部圏・東北圏・北陸圏・中国圏・九州圏の 8 つの「広域ブロック（広域地方計画区域）」に分け、ブロックごとに策定する。

国土形成計画の「広域地方計画」は、北海道と沖縄県を除く全国を、首都圏・近畿圏・中部圏・東北圏・北陸圏・中国圏・九州圏の 8 つの「広域ブロック（広域地方計画区域）」に分け、ブロックごとに策定する。具体的には、21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 ヶ年間を想定した計画であり、全国計画を基本として、各ブロックにおける国土形成に関する方針や目標、広域の見地から必要とされる主要な施策を定める。



図－24 広域地方計画の圏域区分

## ② 市町村における景観条例等の施行状況

平成20年3月1日現在、公示済及び公示予定のものを含め、332の地方公共団体が景観行政団体として位置づけられている。景観条例等に基づく区域の保護について、代表的な事例を以下の通り整理した。

### ア) 京都市

#### a. 都市計画による規制の状況

##### i. 高度地区

- 市街地のほぼ全域で「高度地区」を指定。
- 高度地区による高さの規定は、10m、12m、15m、20m、25m、31mの6段階を設定。
- 良好な市街地の環境や町並み景観に寄与する建築計画、都市機能の整備を図る建築計画等については、高さの規定を超えることを認める特例許可制度を設けている。

#### b. 景観計画による規制の状況

- 平成17年12月景観計画策定、平成19年9月拡充。
- 市域の約54%（約44,916ha）を景観計画区域に指定。
- 新景観政策として、建築物の高さ規制の見直し、建築物のデザイン基準の見直し、眺望景観や借景の保全・創出の取組、屋外広告物対策の強化、京町家等の歴史的建造物の保全・再生の取組を位置づけている。

##### i. 景観地区（美観地区及び美観形成地区）

- 景観法及び都市計画法に基づき、建築物の形態意匠の制限を行うとともに、景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づき、工作物の形態意匠、高さの制限を行う。
- 歴史的市街地全域を景観地区（美観地区、美観形成地区）に指定。郊外の幹線道路沿道を景観地区（美観形成地区）に指定。（平成19年9月現在、約3,431ha）
- デザイン基準を種別から地区別基準に見直し。（5種類から8類型18地区60地域）
  - 美観地区 : 山ろく型美観地区、山並み背景型美観地区、岸辺型美観地区、旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区、沿道型美観地区
  - 美観形成地区 : 市街地型美観地区、沿道型美観形成地区

#### c. 都市緑地法等による規制の状況

##### i. 特別緑地保全地区

- 洛西中央 約12ha
- 吉田山 約14ha
- 小塩山（近郊緑地特別保全地区） 約175ha
- 善峰寺（近郊緑地特別保全地区） 約37ha

##### ii. 近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）

- 京都（近郊緑地特別保全地区を含む） 約3,333ha

#### d. 屋外広告物法による規制の状況

- 市内全域を屋外広告物規制地域又は屋外広告物禁止区域等に指定しており、屋外広告物規制区域内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可を義務付け。
- 地域ごとの景観特性や建築物の高さ規制に合わせて21の規制区域を設定し、段階的に表示できる広告物の面積、高さ及び形状等の規制を実施。

•

#### e. 風致地区による規制の状況

- 都市計画法及び京都市風致地区条例に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限を行う。
- 東・西・北の三方にある緑豊かな山々と歴史的遺産の集積地、さらに山裾から広がる緑の豊かな住宅地を指定。（平成19年9月現在、約17,938ha）
- 地域の実情に応じたきめ細やかな対応を図るため、風致保全計画に、17地区に対する地区ごとの維持すべき風致の内容等を定め、建築物及びその他の工作物の形態意匠等を制限。

#### f. 古都法による規制の状況

##### i. 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区

- 古都法に基づいて、歴史的風土保存区域が指定されており、その中で、送り火で有名な五山を含む京都盆地周辺の山ろく部ほぼ全域を、歴史的風土特別保存地区に指定。
  - 歴史的風土保存区域 14地区、約8,513ha
  - 歴史的風土特別保存地区 24地区、約2,861ha
- このうち京都市は約212haを買い入れるなどして、保存・管理。

#### g. 文化財保護法による保存の状況

##### i. 伝統的建造物群保存地区

- 文化財保護法及び京都市伝統的建造物群保存地区条例に基づき、伝統的建造物群保存地区の指定制度を活用し、町家等の外観の保全及び修理・修景に対する補助を行い、歴史的町並みの保全・再生を推進。（平成19年9月現在、約15ha）
  - 産寧坂伝統的建造物群保存地区 約8.2ha
  - 祇園新橋伝統的建造物群保存地区 約1.4ha
  - 嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区 約2.6ha
  - 上賀茂伝統的建造物群保存地区 約2.7ha

#### h. 独自条例による規制

##### i. 京都市自然風景保全条例

- 歴史的風土特別保存地区及び特別緑地保存地区を除く自然景観を保全すべき重要な地区を、自然風景保全地区に指定し、現状変更行為を規制。（平成19年9月現在、約25,780ha）

- 風致地区同様に、6地域34地区について自然風景保全計画に地区ごとの特質を定め、地域ごとに現状変更行為に関する規制や新築等に関する制限を行い、地域の保全を図っている。

## ii. 京都市市街地景観整備条例

### 【歴史的景観保全修景地区】

- 歴史遺産型美観地区に指定した区域において、同条例に基づき、歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものを歴史的景観保全修景地区に指定。（平成19年9月現在、3地区約14ha）
- 歴史的景観保全修景地区においては、景観法に基づく認定制度を活用して建築物の形態意匠の制限を行い、京都市市街地景観整備条例に基づき、地区別の景観の整備に関する計画を定めて、建築物、第1類工作物及び第2類工作物の新築等又は模様替え等に対する制限、歴史的な様式の建築物等の修理又は修景に要する費用の補助等の措置を実施し、景観の保全及び修景を図る。

### 【界わい景観整備地区】

- 歴史遺産型美観地区の地域内で、同条例に基づき、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものを界わい景観整備地区に指定。（平成19年9月現在、7地区約145ha）
- 同条例に基づき、地区別の景観の整備に関する計画を定めて、景観法に基づく認定制度を活用して、建築物の形態意匠の制限を行うと共に、同条例に基づき建築物、第1類工作物及び第2類工作物の新築等又は模様替え等に対する制限、重要界わい景観整備地域及び界わい景観建造物の指定、界わい景観建造物又は重要界わい景観整備地域内にある建築物その他の工作物の修理又は修景に要する費用の補助等の措置を実施し、市街地景観の整備を図る。

### 【建造物修景地区】

- 三方の山々の内縁部や南部地域など、景観地区及び風致地区以外の市街地のほぼ全域を、それぞれの地区の特性に合わせて4つの建造物修景地区に指定。（平成19年9月現在、約8,581ha）
  - 山ろく型建造物修景地区
  - 山並み背景型建造物修景地区
  - 岸辺型建造物修景地区
  - 町並み型建造物修景地区
- 地区ごとの良好な景観の形成のための方針に基づき、景観法に基づく届出及び勧告等の制度を活用して、建築物及び工作物の形態意匠等の制限を行う。

## iii. 京都市眺望景観創生条例

- 京都市眺望景観創生条例に基づき、眺望景観保全地域を指定。（平成19年9月現在、約42,246ha）
- 眺望景観は、その特性に応じて、次の8つに類型化し、個々の眺望景観や借景の特徴に合わせてきめ細やかな建築物の高さ・デザインを規制誘導。

iv. 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例

- 建築基準法に基づく職住共存特別用途地区建築条例を制定。
- 京町家等の伝統的建築物が多く残る都心部を職住共存地区に指定。（平成 19 年 12 月現在、約 152ha）
- 職住共存地区において三つの建築ルール（特別用途地区、高度地区、美観地区）を導入し、20m を超えるものに対し周辺環境への配慮を義務付け。
- 共同住宅で容積率が 300% を超える床面積の 1/2 以上を店舗・事務所等のにぎわい施設とすること及び風俗営業施設等の建築禁止等を定めた特別用途地区を指定。

v. 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例

- 建築基準法第 40 条等による条例。
- 準防火地域等においては、これらの地域に適用される防火基準により京町家等の伝統的木造建築物を再生することが困難なため、町並み景観の保全が図られている地域においては、当該条例で京都市独自の新たな防火基準を設け、準防火地域等を解除したうえで、京町家等の保全・再生が可能。

イ) 鎌倉市

a. 景観計画による規制の状況

- 平成 19 年 1 月景観計画策定。
- 市全域（但し、地先公有水面を含む）を景観計画区域に指定。

i. 特定地区

- 景観法に基づく制度。景観計画区域のうち、特に地域の特性を活かした景観形成が必要な地域を特定地区に指定。（平成 19 年 1 月現在。3 地区）
  - 由比ガ浜通り地区
  - 由比ガ浜中央地区
  - 鎌倉芸術館周辺地区
- 地区独自の景観形成方針と基準を定めることが可能（計画の策定には関係住民の合意が必要）。
- 届出対象行為は、建築物の新築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採及び植栽。適合していない場合は、変更命令や罰則が適用されることがある。

ii. 景観協定

- 景観法に基づく制度。
- 土地所有者の合意があれば、自治会や商店街単位で取り組むほか、通りや隣同士の数軒から、景観形成に関する協定を結ぶことが可能。

b. 都市緑地法等による規制の状況

i. 特別緑地保全地区

- 城廻地区 約 3.7ha
- 昌清院地区 約 0.8ha
- 岡本地区 約 3.2ha

- 玉縄城址地区 約 2.4ha
- 常盤山地区 約 18ha
- i. 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）
- 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 約 294ha

#### c. 風致地区による規制の状況

- 都市計画法および神奈川県風致地区条例に基づき、風致地区を指定し、風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色付ける優れた景観資源として、市全域の約 55.5% を指定。（平成 20 年 3 月現在、約 2,194ha）
- 鎌倉市内の風致地区は、第二種、第三種、第四種風致地区。

#### d. 古都法による規制の状況

##### i. 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区

- 古都法に基づいて、歴史的風土保存区域が指定されており、歴史的風土保存区域内の特に重要な地域を、歴史的風土特別保存地区に指定。
  - 歴史的風土保存区域 5 地区、約 982.2ha
  - 歴史的風土特別保存地区 13 地区、573.6ha
- このうち約 109.3ha を買い入れるなどして取得。

#### e. 独自条例による規制の状況

##### i. 鎌倉市都市景観条例

###### 【景観形成地区】

- 鎌倉市都市景観条例に基づく制度。同条例第 13 条に基づき、住民と市の協議により、景観づくりのルールが策定された地区（平成 19 月 1 現在、4 地区）
  - 由比ガ浜通り地区（特定地区に指定）
  - 由比ガ浜中央地区（特定地区に指定）
  - 鎌倉芸術館周辺地区（特定地区に指定）
  - 浄明寺胡桃ヶ谷地区
- 届出対象行為は、建築物の新築等、工作物の建設等、広告物の表示等、土地の形質の変更、木竹の伐採及び植栽。変更命令や罰則などの適用なし。
- 由比ガ浜通り地区、由比ガ浜中央地区では、景観形成地区に関する届出をする前に、地元景観形成協議会の意見を聴くことを義務づけ。

##### ii. 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

- 同条例に基づく市独自の緑地保全制度で、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定。（平成 19 年現在、7 地区 36.4ha）
- 法制度適用に伴う緑地保全推進地区指定地の扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行う。

### iii. 鎌倉市まちづくり条例

#### 【まちづくり推進地区】

- 市街地整備を中心としたまちづくりが必要な地区をまちづくり推進地区に指定。
- 推進地区を指定したときは、当該地区におけるまちづくりの基本方針（以下「推進地区基本方針」という。）を定めなければならない

#### 【まちづくり重点地区】

- まちづくり推進地区のうち特に重点的な整備が必要な地区をまちづくり重点地区に指定。
- 重点地区を指定したときは、当該地区におけるまちづくりの整備計画（以下「重点地区整備計画」という。）を定めなければならない。

#### 【自主まちづくり計画】

- 快適な居住環境の保全と想像を住民主体のまちづくりによってすすめるため、対象区域を明確にして地区のまちづくりの目標や将来像その他を定めた「自主まちづくり計画」を策定し、市長に提案できる。

## ウ) 金沢市

### a. 都市計画による規制の状況

- 歴史的風致保全のためのバッファゾーン（緩衝帯）として、まちなか地域で「高度地区」を指定。
- 今後、都市計画マスタープランにて検討予定（H10年7月策定：現在見直し中）。歴史的風致保全のためのバッファゾーン（緩衝帯）としての担保として、まちなかの近隣商業地域及び準工業地域等の高度地区未指定区域について、高度地区の一部拡大を行う予定。

•

### b. 景観計画による規制の状況

- 現在、景観計画策定に向けて検討中。
- 市全域を景観計画区域とする予定。
- 歴史的風致保全のためのバッファゾーン（緩衝帯）として、既存の金沢市景観（略称）に基づく指定区域である「伝統環境保全区域」を一部拡大する予定。
- こまちなみ保存区域（10区域）を中心として、歴史的な町並みを残すエリアについては、今後、景観法に基づく「景観地区」の指定を随時進めていき、歴史的風致の保全により積極的に努めていく予定。

### c. 都市緑地法景観計画による規制の状況

- 特別緑地保全地区：犀川、浅野川による河岸段丘の斜面緑地を対象として、9.1haが指定されている。
  - 小立野段丘台地犀川側斜面 : 3.4ha
  - 寺町段丘台地犀川側斜面 : 2.1ha
  - 小立野段丘台地浅野川側斜面 : 3.7ha



d. 屋外広告物法による規制の状況

- 法に基づき金沢市屋外広告物条例を制定。許可事務等規制事務を実施。

e. 風致地区による規制の状況

- 石川県風致地区条例。
- 歴史的町並みと一体化した又は背景となる丘陵地、斜面緑地については、「風致地区」を指定し、許可制による保全を図っている。
- 東部丘陵、卯辰山、浅野川、犀川、小立野台、中央、南部丘陵の7地区(1,950.3ha)を指定。
- まちなかのシンボル景観地区のほか、歴史的町並みの背景、遠望の対象となるエリア、川筋景観を中心に指定。
- 

f. 独自条例による規制の状況

i. 景観条例

- 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域の指定を行い、建築物・工作物等の行為について、届出制により景観形成基準に基づき誘導。歴史的風致の重点地点(6箇所)からみた眺望景観保全区域(8ゾーン)を指定し、ゾーン内の中高層建築物については、歴史的風致と調和を図るため、事前協議・届出制を行っている。

ii. こまちなみ保存条例

- 歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残す町並みを「こまちなみ」として保存育成。
- こまちなみ保存区域：10区域、35.54ha
- こまちなみ保存基準：保存区域ごとに、こまちなみを保存育成するための基準として定めている。
  - 一般基準：一般の建物等の建築行為の場合
  - 修景基準：区域の町並みに調和した修景の場合
  - 保存基準：保存建造物の修復の場合

エ) 萩市

a. 景観法による規制の状況

- 平成19年10月景観計画策定。
- 市全域を景観計画区域とし、重点景観計画区域と一般景観計画区域とに分けて運用。

i. 重点景観計画区域

- 既に伝建条例や都市景観条例等で良好な景観形成のために指定されている地区
  - 伝建地区 3箇所
  - 国指定史跡 2箇所(萩城跡、萩城城下町)
  - 歴史的景観保存地区 7箇所

- 都市景観形成地区 2箇所
- 新たに重点景観計画区域とする地域
  - 樽屋町・城東地区（外堀周辺） 維新の里地区（松陰神社周辺）
  - 佐々並地区（萩往還半農宿場町） 明木地区（萩往還半農宿場町）
  - 江崎地区（江崎港漁村集落） 須佐地区（松崎八幡宮周辺小城下町）

**【歴史的景観保存地区】**

- 特に歴史上の意義を有する建造物、遺跡等が自然の環境と一体となって文化と伝統を具現形成している景観（以下「歴史的景観」という。）を保存する必要があると認める地区を歴史的景観保存地区として指定。（平成19年4月現在、7地区）
- 建物の新築等を行う場合には、事前に届出が必要。

**【都市景観形成地区】**

- 歴史的景観保存地区以外の区域において、重点的にすぐれた都市景観の形成を図る必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定。（平成19年4月現在、2地区）
- この地区の都市景観の秩序を維持するため、建物の新築等を行う場合には、事前に届出が必要。

**ii. 一般景観計画区域**

- 一般景観計画区域は、市域全域のうち重点景観計画区域を除く区域。

**b. 屋外広告物法による規制の状況**

- 法に基づき「萩市屋外広告物条例（仮称）」制定予定。
- 現在は、山口県屋外広告物条例により規制。
- 

**c. 文化財保護法による保存の状況**

**i. 伝統的建造物群保存地区**

- 萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区 約 77.4ha
- 萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区 約 4.0ha
- 萩市浜崎地区伝統的建造物群保存地区 約 10.3ha

**d. 独自条例による規制**

**i. 萩市伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例**

- 建築基準法第85条の3の規定に基づく条例。
- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、法の制限を緩和。

**ii. 萩市迷惑ビラ根絶に関する条例**

- 「迷惑ビラ」の掲示を禁じ、掲示された迷惑ビラを市民なら誰でもはがし、廃棄することができる。

- 禁止行為：迷惑ビラを道路上の以下の物件に掲示または配置することを禁止  
電話ボックス、電柱及び街灯柱、信号機、道路標識、ロード・ミラー、ガードレール、横断歩道橋、（地下横断歩道を含む）、消火栓、停留所、ベンチ、街路樹
- 対象地域：萩市全域

### ③ 市町村における歴史的資産の保全・活用に係る制度等

歴史的資産の保全・活用に係る制度等について、代表的な事例を以下の通り整理した。

#### ア) 京都市

##### a. 新・歴史的景観再生事業

- 景観重要建造物を核として歴史的な町並み再生・拡大を図るために、外観保全のための修理に対する助成に加え、景観重要建造物に指定された京町家等を買取り、保全・活用を図る。

##### b. 優良屋外広告物デザイン助成

- 優良な屋外広告物を誘導し、都市景観の向上を図るため、商店街等の優れたデザインの統一的な看板の企画・調査、製作・設置などに対する助成。

##### c. 優良屋外広告物誘導事業

- 違反広告物対策強化のモデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた徹底的な違反指導により違反状況の解消を目指す。

##### d. 自然・歴史的景観の保全事業

- 歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区については、現状変更行為を原則禁止しているため、所有者が土地の利用に著しい支障を来す場合にはその土地の買入れを行い、その適切な保存と活用を図るため、施設整備及び維持管理を実施。

##### e. 市民ボランティアによる違反はり紙等除却事業

- 市民ボランティア自らの手で、まちの美観を損ねる違反広告物を除却できる、京都市はり紙等違反広告物除却活動員制度。

- 登録状況：平成 18 年 12 月末現在、47 団体 622 名

※市内に居住又は通勤通学する 18 歳以上の方が、3 名以上で構成する除却推進団体を結成し、本市に登録して、講習会を受講のうえ、除却活動を行なう。

##### f. 姉小路界わい地区街なみ環境整備事業（街なみ環境整備事業）

- 通り景観改善事業（住宅等をまちなみにふさわしく修景する者に対して、その費用の一部を助成）を実施。

- 京町家の集積度が高く、地元のまちづくり意識の高い地区（中京区の姉小路界わい地区）において、国の補助事業である「街なみ環境整備事業」を活用して、まちづくりを推進。
- 対象区域：姉小路界わい地区

#### g. 歴史的細街路における町並み景観の保全・再生を支援する施策

- 狭い道幅に伝統的建築物が建ち並び、それらによって構成されている歴史的な町並みの保全、継承のために、狭い道幅のままに建築を可能にする施策（建築基準法第42条第3項道路の活用）について、祇園町南側地区で実施。

#### h. 京都市京町家耐震診断士派遣事業

- 一定の条件を満たす京町家等の所有者に対して、自己負担 5,000 円で京都市に登録されている「京都市京町家派遣耐震診断士」2名を派遣し、京町家の構造の特徴に適した耐震診断手法で耐震診断を行う。
- 対象：昭和 25 年以前に建築されたもので、構造・形式、規模、用途、利用形態等の条件を全て満たした京都市内の「京町家等」の所有者。

#### i. 京都市京町家等耐震改修助成制度

- 京町家等を保全・再生するとともに安心して住み続けられるようにするため、地震に対し安全でないと診断された京町家等及び景観重要建造物の耐震改修を行う者に対し、その経費の一部を助成。
- 助成内容：耐震改修工事費+耐震改修設計費 ≤ 限度額
  - 京町家 : 900,000 円(戸当たり限度額)
  - 景観重要建造物 : 1,300,000 円(戸当たり限度額)

#### j. 京町家再生賃貸住宅制度（国庫補助事業）

- 準特定優良賃貸住宅制度等を活用して、京町家等を賃貸住宅として再生する費用の一部を助成。

#### k. 歴史的意匠建造物制度

- 歴史的に重要な意匠を有する建築物の保全・再生を図る制度。条例に基づく外観変更等の制限。

#### l. 分譲マンション建替・大規模修繕アドバイザー派遣事業

- 建替え等を行おうとする、京都市内のすべてのマンション管理組合に対して、希望に応じて、マンション管理士、建築士、弁護士等の専門家（アドバイザー）を派遣。
- 優良な住宅ストックへの更新を促し、良好な景観形成の促進に寄与することを目指している。

#### m. 観光地等交通対策

- 地元住民をはじめとする関係者と連携し、秋の観光シーズンである11月に、嵐山地区、東山地区及びその周辺部における交通の円滑化と安全・快適に歩けるまちづくりを目指して、公共交通利用促進に係る情報提供、観光地に流入する交通量を抑制するパーク&ライド、地区内交通の円滑化を目的とした駐車場の満空情報の提供、歩行者空間の確保等の施策を実施。

#### n. 職住共存地区整備推進事業

- 都心再生の先導地区として、職住共存地区整備ガイドプラン（平成10年4月策定）に沿い、地域住民と行政とのパートナーシップにより「地域協働型地区計画」の策定を推進し、元学区ごとの個性溢れる土地利用とまちづくりの目標を都市計画の上で位置付け、きめ細かい都市計画施策を展開。
- 元学区単位を基本として、意見交換会や勉強会など、地域まちづくりの展開を図るとともに、取組の進んだ地域について、地域協働型地区計画の策定。（平成19年7月現在、3地区で地区計画策定）

#### o. 生け垣緑化助成制度

- 緑化重点地区内において、個人や事業者の方が公道に面した場所などに生け垣を新設する際に、京都市が設置費用などを助成。

#### p. 電線類地中化事業

- 幹線道路に加え景観の保全・再生が望まれる主要な地域において実施しており、平成19年3月時点での電線類の地中化等整備延長は約48km。
- 京都市景観・まちづくりセンター運営
- 景観・まちづくりに関する住民、企業、行政それぞれの主体的な取組と協働を促進するため、「景観・まちづくり大学」や展示施設「京のまちかど」等を活用した情報発信と担い手育成、大学、事業者、市民活動団体等の専門家ネットワークを活かした、まちづくり、京町家の保全、再生、活用に向けた相談業務等、各種事業を実施。

### イ) 鎌倉市

#### a. 史跡買収事業

- 国指定史跡の公有地化により史跡を保存するため、国指定史跡の民有地の100%公有地化を図る。

• 永福寺跡	取得面積 59,570.92 m <sup>2</sup>	取得率 84.1%
• 鶴岡八幡宮境内（御谷地区）	取得面積 28,929.73 m <sup>2</sup>	取得率 93.0%
• 亀ヶ谷坂	取得面積 3,666.62 m <sup>2</sup>	取得率 100%
• 北条氏常盤亭跡	取得面積 49,255.24 m <sup>2</sup>	取得率 44.03%

• 名越切通	取得面積 3,291 m <sup>2</sup>	取得率 100%
• 東勝寺跡	取得面積 8,448.03 m <sup>2</sup>	取得率 94.04%
• 朝夷奈切通	取得面積 857.19 m <sup>2</sup>	取得率 100%

## ウ) 金沢市

### a. 寺院等土塀山門修復事業

- 対象地域：寺社風景保全区域、伝統環境保存区域
- 関係条例：寺社風景保全条例、景観条例
- 規制：保全区域内の現状変更行為等に対し、届出を義務付け。
- 支援：土塀、山門、石積み等の修繕・復元の際に、上限を定めて補助金を交付。

### b. 茶屋街まちなみ修景事業

- 対象地域：にし茶屋街
- 関係条例：景観条例
- 規制：区域内の現状区域内の現状変更行為等に対し、届出を義務付け。
- 支援：現状変更等の際に、上限を定めて補助金を交付。

### c. こまちなみ保存修景事業

- 対象地域：こまちなみ保存区域
- 関係条例：金沢市こまちなみ保存条例
- 規制：保存区域内の現状変更行為等に対し、届出を義務付け。
- 支援：現状変更等の際に、上限を定めて補助金を交付。
- 税制の特例：区域内で登録された保存建造物にかかる土地・建物の固定資産税について減免措置。

### d. 伝統的建造物修復事業

- 対象地域：伝統環境保存区域

### e. 沿道修景事業

- 対象地域：伝統環境保存区域、斜面緑地保全区域、寺社風景保全区域
- 関係条例：景観条例、斜面緑地保全条例、寺社風景保全条例
- 規制：区域内の現状区域内の現状変更行為等に対し、届出を義務付け。
- 支援：生垣、外構修景、擁壁修景の際に、上限を定めて補助金を交付。

### f. 駐車場修景事業

- 対象地域：伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、斜面緑地保全区域、西インター大通沿線、寺社風景保全区域、保全用水に接する土地、まちづくり協定区域等
- 支援：駐車場周囲修景、土塀、駐車場周囲緑化の際に、上限を定めて補助金を交付。

#### g. 斜面緑地育成事業

- 対象地域：斜面緑地保全区域
- 関係条例：斜面緑地保全条例
- 規制：区域内の現状区域内の現状変更行為等に対し、届出を義務付け。
- 支援：高木緑化の推進や管理費，保全活動費等に、上限を定めて補助金を交付。

#### h. 斜面緑地適正管理助成事業

- 対象地域：斜面緑地保全区域
- 関係条例：斜面緑地保全条例
- 規制：区域内の現状区域内の現状変更行為等に対し、届出を義務付け。
- 支援：巨木適正管理費助成，保全活動費（年間 10 万円）等に、上限を定めて補助金を交付。

#### i. 広告景観改善事業

- 対象地域：金沢市域
- 関係条例：屋外広告物条例
- 支援：屋外広告物撤去、上限を定めて補助金を交付。

### エ) 萩市

#### a. 伝統的建造物群保存地区の修理・修景に対する補助制度

- 伝建物に特定された建造物の修理、伝建物に特定された建造物以外の建築物等の修景、環境物件特定物の復旧、環境物件特定物以外の復旧に対する補助。ただし環境物件特定物以外の復旧は、堀内・平安古地区のみ。

#### b. 歴史的景観保存地区の補助制度

- 地区における建築物、工作物等の修理・修景には、市の補助制度あり。

#### c. 生け垣の設置等に対する補助制度

- 都市計画区域内で、要件を満たす道路に面する部分の延長が 5m 以上の生け垣の設置工事費に対する補助。ただし、伝統的建造物群保存地区の補助金を受けるものは除く。

#### d. 萩まちじゅう博物館

- 自然・歴史・文化環境の後退、宿泊観光の激減、経済活力の低下に直面した萩市はそれらを同時に回復するための「萩・まちじゅう博物館」を企画。
- 取り組み体制：NPO 萩まちじゅう博物館、萩市まちじゅう博物館推進課
- 具体策
  - 報拠点としての萩博物館の整備（平成 16 年オープン）

- 「おたから」「発見の小径」整備
- 都市遺産の再発見や管理、活用
- 都市遺産情報の登録や管理、発信
- 萩博物館などの管理運営 等
- 特徴的手法
  - 伝統的生活様式等がそのまま文化的価値があると再発見
  - 落ち着いた生活空間を維持しながらまち全体を観光の対象として活性化

#### e. 萩市における史跡指定地域の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例

- 文化財保護法の規定に基づき、史跡として指定された萩城跡及び萩城城下町の区域（以下「指定区域」という。）内にある土地及び家屋（以下「土地等」という。）に対する固定資産税の賦課について特例を定め、もって指定地域の歴史的景観の維持保存に資する。
- 指定地域内で、歴史的景観の維持保存上特に重要な区域を特別区域に指定。
- 指定地域内にある土地等に対して賦課する固定資産税は、萩市税条例の規定にかかわらず、免除又は減額。

#### f. 萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例

- 文化財保護法第 143 条第 1 項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区として、本市が定めた萩市堀内地区、平安古地区及び浜崎地区（以下「保存地区」という。）内にある土地に対する固定資産税の賦課について特例を定め、もって保存地区の環境保存に資する。
- 次に掲げる土地に対して賦課する固定資産税は、萩市税条例（平成 17 年萩市条例第 59 号）の規定にかかわらず、免除。
  - 堀内地区及び平安古地区内で公道道路敷との境界から 10 メートルを基準として定める土地
  - 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条の規定に基づき、伝統的建造物として定めた家屋の敷地

### オ) 高山市

#### a. 伝統地区事業

- 三町、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の保存修理・修景事業及び防災対策事業を行う。また、下二之町大新町伝建地区は、無電柱化、防災対策、水利確保改修事業等を推進する。



#### b. 伝建地区の防火対策、修理の助成事業

- 現在、建築後 200 年以上経過した土蔵を順次修理し、また貯水槽や自衛消防隊用のエンジンポンプ、5－8 軒を回線で結んで火災を仲間で監視するシステム、家屋前の防水用水利確保、などたくさんの防災対策事業を行っている。
- 家を修理する場合は、工事費の 80%を高山市が補助。

#### c. 高山市建築物等耐震化促進事業

- 地震に強い安全なまちづくりを目指すために、建築物の耐震診断を支援するもので、建築士に依頼して「耐震診断」を実施する市民に対して、国（国土交通省）、県と市がその経費の一部を補助するもの
- 対象建造物：「木造住宅」と「その他の建築物」。

#### d. 市街地緑化整備事業

- 都市計画区域(高山地域)内で道路沿いの生け垣設置(長さ 5m 以上)、高木植栽(高さ 3m 以上)駐車場等の施設緑化(高さ 1.5m 以上長さ 5m 以上)に対し助成金を交付。
- 一定の基準に該当する樹木や地区を保存樹、保護地区等に指定。また、保存樹等の管理、手入れに対し助成金を交付。

#### e. 歴史的町並再生事業

- 平成 16 年度に実施した「全国都市再生モデル調査」の報告を基に、下二之町大新町伝建地区の環境整備を実施する。平成 18 年度は調査・設計業務、19 年度より整備工事を実施。
- 具体的内容：無電柱工事、側溝修景等景観整備、防災対策工事
- 事業費
  - 国庫補助金（国交省、文化庁） 541,158 千円
  - 県補助金 14,000 千円
  - 市費 772,819 千円
  - 負担金 12,300 千円

#### f. 横丁整備事業

- 人々の往来と出会いの場を創出する横丁の整備
- 事業費：76,963 千円
- 国費：22,982 千円

#### g. 文化財保護事業

- 下二之町大新町伝建地区の無電柱化に向けた調査、設計
  - 伝統的建造物群保存地区修理修景
  - 高山祭屋台等保存修理
  - 国宝・国指定重要文化財の防災設備保守点検補助 ほか

- 事業費：115,669 千円

## カ) 名古屋市

### a. 歴史的町並み保存事業

- 町並み保存地区(4 地区)
  - 緑区有松地区
  - 東区白壁・主税(ちから)・檀木(しゅもく)地区
  - 西区四間道(しけみち)地区
  - 西区中小田井(なかおたい)地区

### b. 白壁・主税・檀木町並み保存事業

- 「文化のみち」推進
  - 名古屋城から徳川園に至る一帯は、名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的遺産の宝庫ともいえる地区。この地区一帯を「文化のみち」として育み、貴重な建築遺産の保存・活用などをすすめている。
- 対象地：名古屋城から徳川園に至る一帯。旧豊田佐助邸、故春田鉄次郎邸、文化のみち二葉館【名古屋市旧川上貞奴邸】

### c. 史跡・町並みネットワーク事業

- 名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる、名古屋城から徳川園にいたる「文化のみち」の魅力をさらに向上させるとともに、市民と行政が一体となって町づくりを進める。
- 期間：平成 19 年～平成 22 年

## キ) 松江市

### a. 史跡松江城整備事業

- 堀川護岸(城山公園側)稲荷橋付近から宇賀まで整備を行う。馬洗池から二の門まで車椅子で入れるよう土系の舗装を実施する。桜のならたけもどき病対策として、土壌消毒及び桜の補植を行う。
- 事業費
  - 平成 17 年(実績) 360,000 円
  - 平成 18 年(計画) 2,250,000 円
  - 平成 18 年(実績) 6,195,000 円

### b. 伝統美観地区整備事業

- 本市固有の文化資産である歴史的な伝統美観を保存し、後世に伝えることが目的。美観区内の行為の届出、指定地区の拡大、伝統美観審議会の開催による調査・検討等を行う。
- 事業期間：昭和 48 年度～

**c. 電線類地中化整備事業（県民会館線）**

- 電線類を地中化することにより電柱がなくなり、都市景観が向上し、台風や地震による停電、電柱倒壊による2次災害の危険性が少なくなり電力・通信網の信頼性・安全性が向上する。また、歩道が広く歩きやすくなり、併せて歩道の段差を小さくすることによりお年寄りや足の不自由な方にやさしい歩道となる。

**d. まち明かり推進事業**

- 交付金事業の実施場所：松江市東本町・御手船場町・内中原町
- 総事業費：18,795,000円
- 交付金充当額：9,147,000円

**e. 史跡松江城建造物復元事業**

- 史跡松江城の二之丸地区に3つの櫓と塀を復元し、江戸時代の歴史的景観を再現。また建造物の復元に併せて二之丸地区の環境整備も実施。

**f. 史跡田和山遺跡整備事業**

- 生時代前期末から中期後半にかけての三重の環壕をもつ集落遺跡。平成13年8月13日に国の史跡に指定され、平成17年8月7日に「田和山史跡公園」として第1期オープン。史跡公園オープン後は、維持管理作業も実施。

**g. 松江開府400年祭関連事業**

- 祝賀・記念事業：オープニング&エンディングセレモニー、開府400年記念式典、友好都市等との文化交流事業
- 伝承・顕彰事業：歴史資料館開館記念事業、堀尾公特別展の開催、松江城保存功労者顕彰事業、鑿行列保存会50周年記念祭、お城サミット、郷土伝統芸能祭、小泉八雲ゆかりの地との交流事業、新小泉八雲賞の創設、記念誌等編纂事業
- 産業振興・観光振興事業：松江開府大博覧会、北前船の旅と寄港地の再現事業、世界の茶文化サミット、神社仏閣境内奉納コンサート、Rubyを活用した情報発信事業
  - まちづくり・ひとづくり事業：松江開府博、きもの都（まち）プロジェクト、わがまち松江の魅力再発見事業、生徒・学生がみた松江の歴史事業、「光のページェント」松江新光絵巻、ペエスケ&ギャートルズフェスタ、新芸能創設事業
  - 知名度向上・PR事業：誘客プロモーション事業、全国民謡サミット、松江藩ゆかりの江戸の地巡り事業
  - その他関連事業

## ク) 松山市

### a. 『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業

- 小説『坂の上の雲』の主人公が抱いた高い志とひたむきな努力、夢や希望をまちづくりに取り入れ、地域で古くから培ってきた既存の地域資源を最大限活用し、官民一体となって、「物語り」が感じられるまちを目指し、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、様々な啓発事業を展開。

### b. 熱田津の道沿道地区広告景観整備事業

- 松山市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定し、広告物による良好な都市景観形成を図るにあたり、次の基本理念を以って行われる広告物等の整備に対して、補助金を交付。
  - 湯の町「道後」の情緒を醸し出す通りの創造
  - 環境との調和を重視したまちなみづくり
  - まちの美観と住民の暮らしを尊重した生活空間の形成
- 地区指定範囲：道後湯之町及び道後喜多町の一部（市道道後71号線の一部）
- 補助金：必要な経費の3分の2（限度額30万円）既存広告物の撤去費用を含む。

### c. 景観整備道路事業

- 景観整備計画、景観デザイン計画、これらの計画を実現するため、道後温泉本館の東南にある市道道後41・42号線を拡幅した後に県道との付け替えを行ない、その後本館正面（北西）を広場として整備し、本館やその周辺を回遊する歩行者が安心して歩行できる空間を確保するとともに、景観の向上を図る。

### d. 文化財保護事業

- 国・県・市指定の文化財の保存・保護・伝承を図るため、釣島灯台旧官舎等の有形文化財等の維持管理及び公開事業を行うとともに、文化財めぐり、書籍の出版を通じて市民の文化財に対する関心を高める。また、北条ふるさと館において歴史・文化財講座等を実施し、市民の文化財保護意識の高揚を図る。

### e. 埋蔵文化財保護事業

- 埋蔵文化財の発掘調査研究活動や、埋蔵文化財センターの保存・展示機能の充実・強化を図り、埋蔵文化財の保存活用を図る。

### f. 史跡整備保存事業

- 国指定史跡久米官衙遺跡群・葉佐池古墳などの整備を進め、市民とゆとりある生活文化創造の場として活用を図りながら、その保存・保護に努める。

#### g. 屋外広告物許可等事業

- 景観形成地区制度や建築協定などを積極的に活用するとともに、市民や事業者の取り組みを促進・支援し、歴史と文化を感じる街並みづくりを推進する」に対し、市内の屋外広告物を規制・誘導することによって、美観風致の維持、公衆への危害防止を図るという目的で実施。
- 違反屋外広告物簡易除去数（指標）：7,836件（平成18年実績、目標8,000件）

#### h. 景観アップ推進事業

- 「景観形成地区制度や建築協定などを積極的に活用するとともに、市民や事業者の取り組みを促進・支援し、歴史と文化を感じる街並みづくりを推進する」に対し、地域の特性を活かしたまちなみの形成を図るという目的で実施。

#### i. 平和通り（中央循環線）景観事業

- 景観形成地区制度や建築協定などを積極的に活用するとともに、市民や事業者の取り組みを促進・支援し、歴史と文化を感じる街並みづくりを推進する」に対し、松山市のシンボルロードとして電線類の地中化事業を実施することで、自転車歩行者空間の景観整備を行い、本市内外への一層のイメージアップを図るという目的で、実施。
- 電線類地中化整備延長（指標）：600m（平成18年実績）

#### j. ロープウェイ街（一番待ち東雲線）景観整備事業

- 「景観形成地区制度や建築協定などを積極的に活用するとともに、市民や事業者の取り組みを促進・支援し、歴史と文化を感じる街並みづくりを推進する」に対し、松山市のシンボルロードとして電線類の地中化事業を実施することで、坂の上の雲を軸とした21世紀のまちづくり基本構想のセンターゾーンにふさわしい歩行者空間の景観整備を行い、本市内外への一層のイメージアップを図るという目的で実施。

### ケ) 弘前市

#### a. 下土手町街路整備事業

- 「いつも新しさを感じる街」をコンセプトに、明るく開放感のある商店街づくりを目指し、街路整備事業を実施。
- 昭和41年に設置され、すでに老朽化が目立ち始めていたアーケードを撤去し、雨天時に備え、開放自由の電動オーニングを設置し、来街客の利便性を図った。歩道融雪システムの設置、さらには、電線などを背面供給に切り替え、歩道から電柱を撤去するとともに、幅員わずか3mながら、案内板やヒップレストも配置。歩道は、津軽伝統工芸“こぎん刺し”をデザインし、街路灯も燭台をイメージしたアンティークなものにするなど、城下町らしい都市景観にも配慮。

#### ④ 課題

広域地方計画、景観条例、歴史的資産の保全・活用に係る制度等の整理結果より、歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る制度面等の課題について、以下の通りとりまとめた。

##### ア) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

- まちづくりに関わる関連制度等が歴史的な風土の保存・活用を軸に活用されるよう発想を転換すべき
- 歴史的な風土を活かしたまちづくりの方針のマスタープランへの位置づけ・周知、関連法制度の活用が必要
- 関連法制度や事業の仕組みをわかりやすく周知し、地域の相談や要望に応える努力を継続すべき
- 国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土について、国として保存・継承する方法を検討すべき
- 法制面、財政面、税制面から検討すべき

##### イ) 歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

- 歴史的な風土の核となる資産を厳格に維持保存しつつ、新たな価値の創出も必要
- 防災性の向上、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出、伝統的技術の継承、技術力の向上が必要

##### ウ) 多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

- 歴史的な風土を有する地域等が、自らの価値の再認識に資する普及啓発活動を推進すべき
- 多様な主体が歴史的な風土を活かしたまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスの確保。
- 保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべき
- 国の支援策の積極的活用とともに、支援措置等について引き続き検討が必要